

7月
創刊号
No.1

くらしのアシスト

太田市消費生活センターだより

発行 太田市消費生活センター
太田市浜町2-35(市役所2階)
☎ 0276-30-2220
発行日 令和5年7月1日

私たちは、日々の暮らしの中で、商品やサービスを購入し、消費しています。このことを「消費生活」といいます。そして、私たちはみんな消費者です。

消費生活センターでは、消費生活の中で起こる様々な相談に、専門の相談員が解決のためのお手伝いをしています。

「くらしのアシスト」では、センターに寄せられた相談の中から、皆さんに気を付けていただきたいトラブルをご紹介します。ご参考にしてください。

事例① 訪問購入（押し買い）にご注意ください！！

あれ?!
いらぬ着物を買取ると
言ったのに……。

はじめは、

「いらぬ着物を買う」「査定だけでも……」

と言っていたのに……。

実際は、「指輪やネックレスを売ってくれ」

と、しつこく言われた。



* 消費者庁イラスト集より *

★相談員からのアドバイス★

- ・訪問購入を受けてから8日間はクーリング・オフをすることができます。
 - ・突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう!
 - ・売るつもりのない品物の買い取りを迫られたら、きっぱり断りましょう!
- それでも居座られた場合は、警察に相談しましょう!

※ いったん、品物を渡してしまうと、取り戻すのは困難です。

事例② 「点検商法」不安をあおって高額契約!

訪ねてきた業者に「**屋根が壊れているので、このままだと大変なことになる**」
「**火災保険を使えば無料**」と言われ、
その場で契約してしまった。

※ 老朽化によるものは、保険の対象外です



* 消費者庁イラスト集より *

★相談員からのアドバイス★

- ・その場で判断しないようにしましょう!
- ・少しでも「おかしい」と思ったら、身近な人に相談しましょう!

事例③ お試し1回のつもりが「定期購入」だった!



* 消費者庁イラスト集より *

広告などで、気になる健康食品を見つけたので
「**安いし、お試し1回だけなら買ってみようかな**」
配達された後の **翌月**・・・「あれ? また届いた!」

★相談員からのアドバイス★

※ 通信販売は、クーリング・オフ
ができません

- ・「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しないようにしましょう!
- ・注文する前に購入・返品の内容をよく確認しておきましょう!

【消費者ホットライン】 ☎188 (イヤヤ!)

※お住いの地域の消費生活センターなどの相談窓口につながります。

○太田市消費生活センター ☎0276-30-2220 (市役所2階)
(受付時間) 月～金曜日 午前9時～午後4時 (祝日、年末年始を除く)

○太田警察署 ☎0276-33-0110 (警察相談専用☎ #9110)

※もしも、消費者トラブルで困ったら・・・。
一人で悩まずに、お早めにご相談ください。